

1. 会合名	証券化商品に関するワーキング・グループ（第 11 回）
2. 日 時	平成 24 年 3 月 2 日（金）15 時 00 分～16 時 00 分
3. 議 案	1. 「標準情報レポーティング・パッケージ（S I R P）」の一部改正について 2. 証券化市場の残高調査について
4. 主な内容	1. 「標準情報レポーティング・パッケージ（S I R P）」の一部改正について 事務局より、「標準情報レポーティング・パッケージ（S I R P）」の一部改正（案）について、2 月 8 日から 2 月 24 日までの間、パブリック・コメントを募集したところ、特段の意見が寄せられなかったことが報告された。 これを踏まえ、4 月 1 日の実施に向けて、所要の手続きを進めることとされた。 2. 証券化市場の残高調査について 事務局より、試験的に実施した証券化市場の残高調査（2011 年末基準）の結果とその結果の対外公表資料（案）が示された。対外公表資料（案）においては、調査の背景、調査の方法、調査の結果（商品類型別の残高と残存件数。参考計数として調査対象累計発行高と件数を付記。）、調査に関する留意点を記載すること、また、このうち調査に関する留意点については、本調査と他の調査との比較に資するよう、本調査のベースとなっている「証券化市場の動向調査」のカバレッジに関する特性を記載することが、提案された。 これを踏まえ、3 月中の対外公表に向けて、所要の手続きを進めることとされた。 さらに、次回以降の調査の実施時期や頻度については、今回の調査に関する各方面のご意見や、ご関係の皆様の事務負担を踏まえて、今後、検討を行っていくこととされた。 調査の実施時期や頻度に関する議論においては、次のよう

	な意見が出された。 ・ 証券化市場は、資金供給源の拡大という点で引き続き注目されている。証券化市場に関する情報発信は重要であり、ある程度の頻度をもって、継続実施することが必要ではないか。 ・ 証券化商品については、3月や9月に発行される案件が比較的多いといった季節性もあるのではないかと。そうであれば、四半期毎ではなく、半年毎等に行うといった考え方もあるのではないかと。 ・ 少なくとも四半期毎の実施については、ニーズもあろうが、関係者の事務負担が重過ぎるのではないかと。 なお、このほか、事務局において検討を行っている「標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）」のガイドブックについては、アナリストその他の関係者の意見を踏まえて作成することが必要であるとの議論が行われ、引き続き検討を進めることとされた。
5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性がある。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 自主規制3部（03-3667-8516）